

県の対応についての論点（案）

（業）：業者への権限行使、（住）：住民への対応、（県）調査等県の対応

年月日	論点事項	個別視点	備考
第 1 期 《産廃処理業許可から硫化水素ガス発生まで（S54.12.26～H11.10.11）》			
S54.12.26	（業）廃棄物処理業許可の審査	・佐野正からの産廃処理施設設置届および産廃処理業許可申請に対して、許可等の審査は適切かどうか。	
S57.10.26	（業）許可品目以外の搬入等に係る業者への対応	・許可品目以外の廃棄物の搬入等に対し、行われた文書指導は適切か。	
H 3～H9	（住）住民からの苦情への対応	<p>・平成3年から平成9年頃までの住民からの苦情への対応は適切かどうか。</p> <p>悪臭に対する苦情 騒音に対する苦情 掘削・埋立てに対する苦情 黒煙・煤煙・煤塵に対する苦情</p> <p>煤煙や24時間操業の夜の音に対する苦情。 （住民）全く相手にされず、RD社びいき、「あれは水蒸気で、ばい塵なんか飛んでいない」とまるめ込み対応が続いた。</p> <p>硫化水素発生に係る電話等による苦情 （住民）県は、「どこの処分場でも臭いはする」「近くの工場の臭いや」など、我々の言うことを一切認めない。 （住民）「犬は死んでも、人間がRDの横で倒れたら問題。それから考えましょう。」との返事を聞いている。</p>	
H 3.12.12	（業）森林法に基づく指導の対応	・森林法に基づく残地森林問題に係る指導は適切かどうか。	
H 4～H9	（業）業者に対する県の対応	<p>・RD社による焼却炉への医療廃棄物の無差別投入や過剰焼却、焼却炉の24時間燃焼に対する県の対応は適切か。 （住民）県は業者を指導したが、公害防止設定条件の確認追求指示をしないまま焼却が続けられた。</p> <p>・平成4年から平成9年頃までのRD社の行為に対する県の対応は適切かどうか。 ビットの悪臭煮汁、廃油ドラム缶や廃プラスチック類等の野積み、高校北側広場の医療系ドラム缶の放置、廃プラスチックの野ざらしによる火災の発生、住宅近接地の深掘り など</p>	
H 4.2.1	（業）許可区域外埋立てに係る業者への対応	・平成3年9月以降、住民から通報等のあった、RD社による許可区域外埋立てに対しての文書指導は適切か。 （住民）県への通報後も、業者の言うとおり陶土の搬出ということで放置した。	
H 5.9.～ H 6.9	（業）第2処分場に係る許可等の審査	<p>・これまでの住民からの苦情、県からの指導等が繰り返されているが、第2処分場の追加に関する許可等の審査は適切か。</p> <p>産廃処理業変更届出（平成5年9月3日） 産廃処理施設設置許可（平成6年9月8日）</p>	
H10.6.2	（業）業者への改善命令	・法面が計画勾配を越えていることに対して発令した改善命令は、適切かどうか。	

年月日	論 点 事 項	個 別 視 点	備 考
H10.7.3	(業)施設変更許可、施設新設許可の審査	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年6月RD社からの最終処分場施設施設変更許可申請が出されたが、業者の大量埋立てに対して、県は、一部を撤去させるとともに、面積、容量の大幅増加を認めたのは、適切かどうか。 同日付けで出されたガス化溶融炉の新設許可申請に対する審査は適切かどうか。 	住民複数指摘意見
H10.12.16	(業)改善命令履行に係る業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年6月の改善命令の速やかな履行を求める文書通知は適切か。 	
	(業)立入検査の対応	<ul style="list-style-type: none"> RD社への事前通告による、立入検査の実施は適切かどうか。 (住民)RD社への事前通知により、不正や違法行為が発覚しないようにして対応させたいと、立入検査しており杜撰である。 	住民複数指摘意見
H3～11	(県)必要な調査に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年から平成11年頃までのRD社の行為に対して調査等について県が行わなかったのは、適切かどうか。 (住民)県は、情報があったにもかかわらず、掘削跡の調査や、刺激臭、揮発臭のある掘り出した廃棄物調査や、有害物質の浸透水調査を当時全くしていなかった。 	
第 2 期 《 硫化水素ガス発生から破産まで(H11.10.11～H18.6.19) 》			
H11.10.11	(県)硫化水素ガスの住民通報への県の対応	<ul style="list-style-type: none"> 硫化水素ガス発生の住民通報に対する県の対応は迅速かつ適切かどうか。 	
H11.11.4	(業)硫化水素ガス発生に係る業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 硫化水素ガス発生原因の究明と対策についての文書指導は適切か。 硫化水素除去実施計画や報告の聴取など業者への対応は適切かどうか。 	
H11.11～H13.5	(県)硫化水素調査委員会での対応	<ul style="list-style-type: none"> 調査委員会(H11.11～H13.5)の設置、運営は適切かどうか。 調査委員会の委員の選任は適切か。 (住民)RD社に關係する研究会に係わる学者を委員会の委員長にしたのはおかしい。 調査委員会の公開運営方法は適切か。 (住民)会議を非公開とし、議事録を作成しない理由についての県の説明は、お役所答弁でしかない。 	
H11.12.8	(県)ガス化溶融炉の導入に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 住民から建設中止の要請のあったRD社の「ガス化溶融炉」に対する県の対応は適切か。 	
H12.2.14	(住)硫化水素ガス問題の住民への説明対応	<ul style="list-style-type: none"> 調査委員会の経過や結果についての住民説明会(H12.2～H13.7)は適切に行われたか。 県の対策案や改善計画、業者への改善命令は、住民に十分説明されたか。 	
H12.4.14	(住)経堂池の浄化要望に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 小野地区からの経堂池の水質浄化、浚渫の要望に対する県の対応はどうか。 (住民)池には汚染されたヘドロがたまり、RD社を監督してきた県に責任がある。 	
H12.9.13	(業)許可区域外埋立てに係る業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年6月に発見された許可区域外廃棄物の埋立てに対する撤去の文書交付は適切か。 	
H12.12.28	(県)ケーシング掘削調査に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場掘削調査(H12.12～H13.3)は適切かどうか。 (住民)分析の前処理で、熱風乾燥後に揮発性有機化合物を測るのは揮発性のものが飛んでしまい、公定法によらない手法によるため、不適正と考えられる。間違いでなく、意識的にやったのではないか。 	住民複数指摘意見

年月日	論 点 事 項	個 別 視 点	備 考
H13. 2. 1	(県)埋設ドラム缶の情報に対する対応	・住民からの調査要請や複数の関係者証言のある埋設ドラム缶への対応は適切かどうか。 (住民)県は、埋設情報について信憑性が不十分、元従業員本人から直接聴取が必要として、聞き流し、放置したまま調査をしなかった。	住民複数指摘意見
H13. 9. 7	(業)産廃処分業許可等の審査	・平成13年9月、産廃物収集運搬業および産廃物処分業の更新許可申請に対して、硫化水素ガス発生を受けて、許可の審査は適切かどうか。	
H13. 9. 25	(業)業者への事業の全部停止処分	・平成5年～7年の処分場の規模変更の届出がなかったことによる事業の全部停止処分は、適切かどうか。 ・許可継続が無用の社会的混乱を生ずるおそれから、特別管理産廃物処分業の廃止を求める文書指導は適切か。	
H13. 12.26	(業)業者への改善命令	・深掘り是正、水処理施設の設置など4項目の改善命令は適切かどうか。 ・県は、平成14年6月RD社への改善命令の履行期限の延長を認めたのは、適正か。 (住民)県は、RD社への改善命令を期限延長しないという約束を守っていない。 ・深掘り改善工事でのRD社に命じての廃棄物の埋戻しは、適切かどうか。 (住民)県は廃棄物を残したまま、環境汚染を承知でセメントを注入、石膏ボードをそのまま埋め戻させた。	
H14. 8	(業)業者に対する県の対応	・京都の病院からの医療廃棄物の搬入、高アルカリ物質の経堂池へ流出(H14.8)、環境基準の14倍の高濃度ダイオキシンの地下水汚染(H16.4)などに対する対応は適切か。 ・処分場内に散在している有害物に対する県の対応はどうか（「見て見ぬふり」対応） (住民)調査時や工事立会時に、医療系廃棄物やビニールシートやドラム缶などの有害物らしきものについて県職員は見て見ぬふりをしている。 ・RD社に対する告発をしなかったのは適切か。 (住民)県は、RD社の不法投棄の証拠隠滅を許し、時効5年の告発の機会を逃した。	
H15. 10～11	(住)住民説明や面会に対する対応	・県の住民に対する説明や面会対応は適切かどうか。 (住民)平成15年、県からのガス調査の住民説明が開始後となったり、要望書提出に際して知事に先に提出するのならば、琵琶湖環境部としては面会しないと拒否したことがある。	
H 16頃	(県)必要な調査に対する対応	・総量違反調査を実施しなかったのは、適切か。(H16.4.17) (住民)北尾団地の後退工事の移動廃棄物量から推計して、総量違反が濃厚と思われたのに、県は調査を実施していない。 ・高アルカリ水対策工事や深掘り工事後、汚染がなくなっているかについての検証調査を実施しなかったのは適切か。 (住民)高アルカリ水対策工事を実施して、5年も経っているにもかかわらず、PHが下がらないことを検証していない。 (住民)深掘り工事には石膏ボードも埋め立てているが、地下水汚染がなくなったかについて検証していない。	
H15. 2.14	(県)水処理施設稼働に関する対応	・RD社に命じた水処理施設の試運転が平成15年2月に行われたが、本格稼働できないことに対して適切かどうか。	
H18. 4.12	(業)業者への措置命令	・ドラム缶や周辺の汚染土壌の適正処理に係る措置命令は適切かどうか。	